

平成29年度 対馬市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 平成29年11月27日（月）午前10時00分から午前11時10分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 議場

3. 出席委員

・農業委員（13人）

1番 永留正司	3番 神宮教子	4番 畑島孝吉
5番 縫田和己	6番 小宮貞司	7番 黒瀬勝弘
8番 岡村高史	9番 太田深雪	10番 阿比留なみ恵
11番 波田裕一郎	12番 松村英二	13番 早田茂
14番 初村重政		

・農地利用最適化推進委員（3人）

吉野敏 佐伯武久 永留静夫

4. 欠席委員（1人）

2番 桐谷善明

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第21号 非農地証明書交付願について

議案第22号 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業第3回）

議案第23号 農用地利用配分計画（案）について（農地中間管理事業第3回）

議案第24号 違反転用事案報告に係る意見について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

庄 司 智 文

農業委員会事務局参事兼課長補佐

庄 司 克 啓

農林水産部農林・しいたけ課参事兼課長補佐

志 賀 慶 二

中対馬振興部地域振興課係長

牧 山 隆 広

上対馬振興部地域振興課副参事兼係長

糸 瀬 博 隆

7. 会議の概要

議 長

皆様、おはようございます。

先月の研修会につきましては、長時間御参加いただきましてありがとうございます。大変お疲れ様でした。今後の委員活動にご活用いただきますよう宜しくお願いします。

皆様には、冬を向かえる支度でお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

師走も迫り、朝夕冷え込む季節となりました。先週は、年末年始の寒さが到来し、冬の気配を感じさせる一週間となりました。これから益々冷え込みが厳しくなりますので、お体には気を付けられて、お過ごし願いたいと思います。

それでは総会に入ります。皆様のご協力をよろしくお願い致します。座って議事を進めさせていただきます。そして、一つお願いがございます。発言をされる際はマイクを使って発言をいただきますよう宜しくお願い致します。

報告します。桐谷善明委員から欠席の届け出がっております。

ただ今より、平成29年度、対馬市農業委員会第7回総会を開会いたします。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は13名、従いまして過半数以上の出席でありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします事を報告します。

なお、農地利用最適化推進委員、3名も出席でございます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、6番の小宮貞司委員、11番の波田裕一郎委員にお願い致します。

議事日程第2、会期についてお諮り致します。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び課長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は1件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き願います。議案第19号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、豊玉町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに田2筆、畑1筆、合計3筆を売買するものであります。なお、経営面積は11,460平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。番号1につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

(20番 推進委員挙手)

推進委員 佐伯武久委員

補足説明をします。11月の22日に譲渡し人の〇〇さん、譲受人の〇〇さん、中対馬振興部の牧山さんと私で現地を確認しました。〇〇さんと〇〇さんは親戚関係になり、〇〇さんが耕作をされている農地の隣に〇〇さんの農地があり、〇〇さんが耕作範囲を広げることになり、今回売買されることになりました。何ら問題は無いと思えますので、ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

本案件につきまして、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本議案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。

今回は1件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の2ページをお開き願います。議案第20号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、千葉県習志野市〇〇の〇〇さんから、美津島町〇〇の〇〇さんに、同町〇〇の畑1筆、面積は277平米を売買して事務所に転用するものであります。

位置図、写真等を3ページから9ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。番号1につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

(18番 推進委員挙手)

推進委員 吉野 敏委員

説明いたします。農地法5条についてでございます。今月24日の日に現地に行き、担当職員と本人と現地に行き確認いたしました。確認いたしましたところ5条申請でもございますし、境界杭も打ってありました。何ら問題は無いものと確認を致しております。宜しくお願いします。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

議案第20号の番号1につきまして、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本議案は、許可相当とし、県知事に進達することに決定いたします。

つづきまして、議案第21号「非農地証明書交付願いについて」を議題と致します。

今回は1件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の10ページをお開き願います。議案第21号、「非農地証明書交付願いについて」でございます。

番号1の申請人は、美津島町〇〇の〇〇さんで、美津島町〇〇〇〇番の田、同町〇〇〇〇番の田、同町〇〇〇〇番の田、計3筆、1,886平米でございます。

位置図、写真等を11ページから15ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。番号1につきまして、地元委員の補足説明をお願い致します。

(18番 推進委員挙手)

推進委員 吉野 敏委員

非農地願について説明を致します。24日の日に担当職員と本人と私と3人で現地に行き確認を致しました。写真で見てのとおりかなり立木も生い茂っており荒廃しているような状態でございます。以前、耕作をしてある時に、写真であるようにその隣が海でございまして、自然と海水の方が非常に浸透してくると言うような話も聞き及んでいるところでございます。なんらそれでも仕方がないかなと言う事になりまして、こうして申請が出ておる訳でございます。どうぞ宜しくお願いを申し上げます。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。

(7番 委員挙手)

7番 黒瀬勝弘委員

議案第21号の非農地証明交付願について、1点ご質問をさしていただきたいと思ひます。私が確認をお尋ねをさしていただきたいのは、次の件でございます。議案書の13ページをお開き願ひたいと思ひます。先ほど18番委員さんの方からも現地立会ひの折の説明がございましたが、それに意見を申すものではございません。その13ページに見てみますと本申請地3筆の周りには、ごらんのとおり〇〇ならびに〇〇と言う事で所有権が設定をされております。この所有に至る経過につきましては私は現地点で調査はしておりませんしまったくわかりません。そこで事務局並びに地元委員さんにお尋ねでございますけれども、本議案は申し出人より代理人を通じて100パーセントじゃないかもわかりませんが、所有権移転を目的とする申請がなされているものと推測を致します。間違っておりますらご勘弁願ひたいと思ひます。また、このような質問並びに協議について必要があるのかないかも私もわかりませんが、先ほど申し述べました本申請地の隣地所有者との件でございますけれども、支障が無いものか事務局の方で市の関係部局並びに関係する諸官庁との自身の協議と申しますか、〇〇関係と思われるんですけれども〇〇、〇〇と明記がされておりますのでかなり古い事案だと思ひます。そのような事ですね、関係部局並びに関係諸官庁との事前の協議が何らかあったものか、現地を立会ひをされる折に先ほど申請者の方からもありましたように、その土地の移転後のですね所有権後の所有権移転後の利活用と申しますか、その事がお分かりになる範囲で結構でございますのでお知らせ願ひればありがたく思っております。どうぞ宜しくお願ひ致します。

議 長

(18番 推進委員挙手)

推進委員 吉野 敏委員

私ができる範囲を説明を致しますが、周囲がですねそこが水路と言ひますかね、青道みたいな感じで、その青道に沿ってですね海水が上がってきて、そしてその農地を痛めるわけでございます。その青道周囲に、道路の下にと言ひますかね道路が通るとる訳ですが、そこが〇〇とか〇〇でかなりそこらへんは昔の〇〇さんと言ひますか、そういった〇〇みたいな感じで1メートルから2メートルぐらいの道路がありまして、あってもほんの有るのかなと言う感じの道路が通っているわけでございます。そういった関係で、そのまま字図とかには〇〇とか〇〇の買ひ上げと言ひますか、そう言うふうなところでございます。結構この〇〇地区にはそういった所が有る訳でございます。以上でございます。

議 長

(事務局長挙手)

事務局長

事務局の方としてはですね、〇〇の土地がありますけども隣接協議はしておりません。写真で見る限り非農地証明はやむおえないかなと言うところで、感じる場所なんですけども。

議 長

(7番 委員挙手)

7番 黒瀬勝弘委員

ありがとうございました。私が危惧いたしますのはですね、皆さんもご承知のとおり〇〇の〇〇に御座いますあの件につきましても、かなり〇〇も賑わいましたですね〇〇も来たりしましてですね、これ一番最初の突っ込みなものですから申請者が非農地であると言う証明で何もなければいいのですが、それは憶測ですけども売買によって第三者に渡った時にですね、ましてや、この申請地が〇〇の奥深い所に位置している関係上、ここに移転、所有権移転をされて何がどういったものが建つかも設置されるかもわかりませんけれども、そのようなことがありました際にですね、私どもも農業委員の一人として実はこういう話があったんですよと言う事で、地元の地元と言いますか〇〇の方にもですね説明がつく材料としていただきたかったものですから私が質問させていただいた次第でございます。そういう事で、事前協議の必要性が私もする必要性と言いますか、法的にはないとは思いますがけれどもいろんな問題が発生する以前にですね把握したかったものですから質問をさせていただきました。以上です。

議 長

(事務局長挙手)

事務局長

黒瀬委員さんの言われるところがですね過去に経緯があるからと言う事でご心配されていることは理解できるんですけども、危惧されるという事はわかるんですが、状況を見たときに非農地証明交付の、する、せざるを得ない土地かなと言うのを判断されるかなと言うところでですね、一応議案として上げさせていただいております。

議 長

他に質疑等ございませんでしょうか。ございませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

議案第21号の番号1につきまして、原案のとおり交付することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり交付することに決定いたします。

つづきまして、議案第22号「農用地利用集積計画について（農地中間管理事業第3回）」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

事務局長

議案書の16ページをお開き願います。議案第22号、「平成29年度 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業第3回）」でございます。

農地中間管理事業において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し決定の必要があり、提案するものであります。

利用権設定の件数は15件で、内訳は、貸し手15人、借り手1人でございます。農地の内訳は、田が21筆、面積は24,332平米、畑が24筆、面積は13,862.01平米で、合計筆数45筆、合計面積38,194.01平米でございます。なお、地区別一覧表及び集積計画表を別添資料1に添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に、農林・しいたけ課の説明をお願い致します。

（農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手）

農林・しいたけ課 課長補佐

農林・しいたけ課の志賀と言います。スクリーンを活用しまして説明させていただきますので、位置を移動します。資料は別紙1資料1の方でございます。〇〇町が4地区ですけども、まず〇〇地区から説明いたします。〇〇地区は出し手が3戸、3筆、2,124平米でございます。紫の2筆が10年でございます、通常10年でございますけれども、青い所が1筆5年で申請が上がっております。これは、5年後はまだわからないと言うことで10年は長すぎるという申請を受けまして、5年後にもう一度貸し出しができるのであれば、あと5年追加すると言うかたちで、一応5年だけ貸していただいております。

続きまして〇〇地区でございます。〇〇地区は4戸、11筆、11,505平米でございます。〇〇地区広いので、〇〇の順に分かれております。まず〇〇、〇〇、〇〇地区の方でございます。こちらに〇〇様で貸し出す予定でございます。〇〇地区の方で、左側上の紫が〇〇様で、右の青い部分が〇〇様に貸し出す予定です。

続きまして〇〇地区でございます。出し手1戸、6筆、3,696平米です。緑の部分でございます、借り手は〇〇様でございます。

続きまして〇〇地区でございます。出し手が1戸、2筆、2,210平米で

ざいます。これは2回目の申請の方の残りの部分でございます。

続きまして〇〇地区です。1戸、5筆、5,567平米です。借り手が〇〇様でございます。青い部分ですね。

続きまして〇〇地区でございます。出し手4戸、17筆、11,231平米です。借り手が4人ございまして、〇〇様、〇〇様、〇〇様、〇〇様の4人で色分けしております。2回目の残りの農地の貸し借りでございます。

〇〇地区でございます。出し手1戸、3筆、4,004平米です。上のオレンジの方が今回の申請農地の1筆です。下側の黄色い部分が再配分と言う事で、一旦解約した農地を〇〇様の方に再配分を2筆致します。こちらが配分計画の方になります。以上簡単ではございますが説明を終わりたいと思います。宜しくご審議お願いを致します。

議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。

(5番 委員挙手)

5番 縫田和己委員

文書で利用権設定の件数が15件で貸し手15人で借り手1人ち何。

議 長

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

農林・しいたけ課 課長補佐

これは集積と配分計画に分かれておりまして、出し手の方から〇〇の〇〇の方に貸し出します。ですので借り手は1人となります。〇〇の方から出し手の方に貸し出すこととなりますので2段階となりますので書き方はそう言うふうになります。

議 長

他にございませんでしょうか。

(4番 委員挙手)

4番 畑島孝吉委員

課長補佐がせっかく来てあるけん、案件ではない訳なんですけど、この事業でね〇〇と〇〇が今まで、今の経営状況ち言うか、金額じゃないとよ、面積どの位になる。

議 長

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

農林・しいたけ課 課長補佐

〇〇の〇〇様は37町位ございます。〇〇様がちょっと不明ですけども、それ以上は集約されていらっしゃると思います。ほとんどが地権者の方の同意が得られれば、農地で〇〇さんが作付けされている所は、この中間管理事業に申請していただく様に今準備しております。ほとんど全部乗ってる所ですので、ただ、相続人の方とかがおられない同意が得られない所が残っている状況でございます。

議 長

(4番 委員挙手)

4番 畑島孝吉委員

〇〇についてね私は、距離的に遠い訳ですね、私上対馬やけど、それで、〇〇がおられるけね一寸発言しにくい訳ですけども、上の方の地区にもね行政としてね市が補助を出しているならね、規模はうちの地区でもね是非耕作放棄地に作付けしてほしいと言う事で、お願いをしておる訳ですけど距離的と言いますし、言いますか、そういう点を含めてですね、規模ですかねかなり無理をしていると言う事ですと断り続けられとる訳ですね。そこで、そこらあたりも市の方も入ってですね、指導して、出来たら公社がね放棄地の解消に繋げていただきたいと、これはお願いですので是非そこらあたりも考えてほしいと思っております。以上です。

議 長

他にございませんでしょうか。

(11番 委員挙手)

11番 波田裕一郎委員

ちっちゃな事なんですけど、利用権の設定を受ける者の長崎市〇〇〇〇番〇〇号、〇〇ですけど、これはエクセルで作ったと思うんですけど、コピー機能の時に何故か番号が自動的に次の番号に行く機能が出来とって、〇〇号〇〇号とかなとですかね。これ〇〇号に全部打ち返るんじゃないですか。

議 長

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

すいません。その件につきましては、ご指摘の通りですね機能を使いましてコピーした関係でこうなっておりますが、正式には〇〇〇〇番〇〇号全て〇〇〇〇番〇〇号となります。申し訳ございませんでした。

(1番 委員挙手)

1番 永留正司委員

1番です。先程、畑島委員の中間管理の分ですかね預かり、これを公社で出しましてもですね今の所〇〇地区までは預かっておるんですが、〇〇から希望があればですよ中間管理機構がこの事業に持っていければですよ、〇〇といたしましては距離には関係なくですね、それはもう対馬市から一応事業を補助金を貰ってですねやっていることですから構成自体は、それは受けましてですよ耕作したいとは思いますが、そういう状況で、職員数も徐々に増やしておりますしですね、面積が出れば当然そのような量でなると思います。〇〇であれば〇〇、〇〇ですね。今のところ〇〇がそういう関係でございます。そういう事で私もそう言うふうに進めて行きたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。以上です。

議 長

他にございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)
質疑が無いようにありますので、賛否を聞きたいと思えます。

議案第22号につきまして、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。
全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

つづきまして、議案第23号「農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第3回)」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の18ページをお開き願います。
議案第23号、「平成29年度 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第3回)」でございます。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。権利の設定を受けるものは10名でございます。農地の内訳は、田が23筆、面積は26,356平米、うち再配分が2筆の2,024平米。畑が24筆、面積は13,862.01平米で、合計筆数47筆、合計面積40,218.01平米でございます。うち、再配分が2筆、面積が2,024平米でございます。なお、農用地利用配分計画(案)を別添資料2に添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。
次に、農林・しいたけ課の説明をお願いします。

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

農林・しいたけ課 課長補佐

こちらから説明いたします。資料は別添資料2でございます。2ページ目をお開き下さい。2ページ目から順に整理番号の8番まで、すいません10番まで記載しております。先ほどスクリーンで説明しまして、今、一覧表で載せております1から6番ですね。一番目が〇〇様です。〇〇地区と〇〇地区を配分いたします。2番目に〇〇様で、すいません2番目は〇〇様ですね。このスクリーンでは〇〇地区の中に入っておりますけども、整理番号2番〇〇様です。整理番号3が〇〇様で、〇〇地区ですのでこちらで言うと③になります。4番目が〇〇様ですね。〇〇地区でございます④の5筆でございます。整理番号5が〇〇様。スクリーンでは②になります。整理番号6が〇〇様で7が〇〇様、8が〇〇様、9が〇〇様が⑤の〇〇地区の17筆になります。整理番号10の〇〇様が〇〇地区で1筆と再配分が2筆。合計の47筆で40, 218平米になります。簡単ですが説明を終わります。宜しくご審議をお願い致します。

議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)
質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案第23号につきまして、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

つづきまして、議案第24号「違反転用事案報告に係る意見について」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の19ページをお開き願います。

議案第24号、「違反転用事案報告に係る意見について」でございます。

番号1について説明いたします。所在は峰町〇〇〇〇番、〇〇番の畑2筆、372平米。農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地、第2種農地でございます。土地所有者は、峰町〇〇の〇〇さん。違反転用者は〇〇さんで、〇〇さんの息子さんにあたります。違反転用の内容は、倉庫の移築と住宅の建築です。

詳細を説明いたします。平成29年9月頃から自宅前の従来倉庫があった場所に住宅を建築するため、倉庫を移転し、住宅の基礎工事に着手されました。従来倉庫が建っていた地目は宅地であったため、今回の住宅建設地も宅地だと思っていたとのことです。農協に融資の相談に行かれた際、新築住宅が農地に係って

いることが判明し、転用の手続きが必要であると指導を受け、農業委員会に相談に來られました。現地調査において、倉庫の移転先も農地であることが判明しましたが、住宅建設地、倉庫移転地を含め、農地の転用に許可が必要であることを分からなかったと言う事です。今回の事例におきましては、議案書の28ページの4の「簡易手続き相当にかかる基準」に該当しないため、簡易手続以外の違反転用であると判断されます。よって許可権者である長崎県に違反転用事案報告をするにあたり、農地転用許可の必要性の認識不足や、地目の認識の誤解から発生した無断転用であり、工事停止の指導にも素直に対応している等、悪意を持って転用したとは思われず、また、農地への原状回復は困難な状況であります。農地区分やこれらを判断して、追認許可を、追認許可はやむを得ないと認められ、追認申請の手続をすべきものと認められます。位置図、写真、関係資料等を20ページから30ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。番号1につきまして、地元委員の補足説明、現地調査結果の報告をお願い致します。

(22番 推進委員挙手)

推進委員 永留静夫委員

議案第24号に対する地元委員としての補足説明をさせていただきます。去る11月21日午前9時から〇〇〇〇番及び〇〇〇〇番の畑に、永留正司委員、庄司課長補佐、事務局長の4名で出向き、当事者であります〇〇、〇〇の両氏立会いで現況説明を受け現況を確認致しました。内容及び状況につきましては、事務局からの説明でございましたので割愛をさせていただきます。従いまして、本件は簡易手続相当に係る基準に該当しないため、違反転用であると判断されますが、ただ、資料を見ていただくとわかります様に、現地の現地が宅地と倉庫の間にある農地でありまして、農地転用許可の必要性を当人達を感じてなくて無断転用に至っております。従いまして、悪質性はなく工事停止の指導にも素直に応じていただいております。また、原状回復は困難と思われ転用目的からして追認許可はやむを得ないと認められます。以上、補足説明を終わります。宜しくご審議をお願い致します。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明、現地調査結果の報告がありました。質疑等ございませんでしょうか。

(5番 委員挙手)

5番 縫田和己委員

一寸聞きたいんですけど、ここは国土調査が入ったと思うんですけど、その

時点で分からなかったのでしょうか。

議 長

(22番 推進委員挙手)

推進委員 永留静夫委員

国土調査は入ってるんですけども、当時の立会いが親、〇〇君の親ですね、先代の方が立会いしている関係で、本人たちがわからなくてこう言う状況です。以上です。

議 長

(5番 委員挙手)

5番 縫田和己委員

物を建てる時ですね、旦那さんが金融機関からお金を借りるんじゃなくて分かったのが結果だと思えるんですけど、以前にもこういう事例が多いんですけど、もしこれが自分の金を使われて立った場合はそのまま建っていたかも知れませんが私の推測ですけど、そこはちょっと親父さんの代でしているからわからんと言うのもあまり理由にはならないんじゃないかなと思いますけど。

議 長

協議会にします。
総会に戻します。

他に質疑はございませんか。

(4番 委員挙手)

5番 畑島孝吉委員

局長にお尋ねしますが、こういう場合、県に送付せないかん。農業委員会に係った意見とか、いろんなどを付けるのか、全くつけんのか。

(事務局長挙手)

事務局長

先ほど課長補佐が申しましたように、29ページですかね、30ページの資料を添付して県に意見を求めます。

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

その件ですけれども、すでに1回ですれ違反転用連絡票と言う事で県の方には写真とかですれ、そういう資料はお送りしています。そのうえで、簡易手続相当とするか簡易手続相当に該当しないかと言うところの判断をですれ県の方で致しまして、今回は簡易手続相当に該当しないと言う28ページのとおり判断の通知が来ております。今回はですれ、一個上の段階の報告書の提出と言う事で、この29、30ページの報告書とですれ添付資料を県の方に送付するようになります。

議 長

他に質疑はございませんでしょうか。（質疑なしの声あり）

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

議案第24号の番号1につきまして、地元委員報告は、違反転用報告事案相当として県に報告し、追認申請の手続をすべきものとするであります。報告のとおり、違反転用報告事案相当として県に報告し、追認申請をすべきものとするに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本議案は、違反転用報告事案相当として県に報告し、追認申請をすべきものとするに決定いたします。

つづきまして、議事日程第5、その他の事項ですが何かございませんでしょうか。（無の声あり）

ご意見、ご質疑等がないようですので、本日の日程を終了したいと思います。本日は、提案されました議案を皆様方には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第7回総会を閉会といたします。

どうもお疲れ様でした。